

農林水産省業務継続計画

平成20年3月

農林水産省

- 目 次 -

	<頁>
第1章 本計画の目的と構成	1
1 本計画の目的	
1) 計画策定の背景	
2) 計画の目的	
3) 計画の適用範囲	
4) 計画の見直し	
2 本計画の構成	
第2章 非常時の業務継続への影響と業務継続性確保の基本方針	2
1 首都直下地震による業務継続への影響	
2 非常時の業務継続性確保の基本的な考え方	
第3章 非常時に継続すべき優先業務	4
1 災害応急業務	
2 継続すべき通常業務	
第4章 非常時の業務継続力向上のための措置	7
1 計画的に講ずる措置	
1) 執務体制に係る措置	
非常参集要員の指定	
事故時等の指揮命令系統の明確化	
安否確認連絡体制の整備	
食料、飲料水等の備蓄	
2) 執務環境に係る措置	
庁舎の耐震化、代替施設の設備機器の整備	
自家電気設備の増設	
災害時優先電話等の利用	
情報システムの可用性の向上	
2 非常時における対応措置	
1) 優先業務毎の非常時対応計画の作成	
2) 非常時の要員、執務環境に係る調整の手順	
3 教育、訓練	
参考資料 1 業務継続計画の検討に当たり想定した首都直下地震と社会の被害状況	
参考資料 2 首都直下地震発災時の本省への参集可能人数の想定	

第1章 本計画の目的と構成

1 本計画の目的

1) 計画策定の背景

首都地域では、200年から300年間隔で発生しているマグニチュード8クラス(関東大震災(1923年)クラス)の地震の発生は今後100年から200年程度先と考えられているが、マグニチュード7クラス(阪神・淡路大震災(1995年)クラス)の地震の発生はある程度の切迫性が指摘されている。

平成17年9月に中央防災会議が決定した「首都直下地震対策大綱」において、発災時の首都中枢機能の継続性を確保するための計画を中央省庁等が策定することが首都直下地震対策として位置づけられた。さらに、平成19年6月の中央防災会議において、中央省庁における計画策定のガイドラインが内閣府から報告され、各省庁において計画の策定を推進することとされた。

2) 計画の目的

本計画は、首都直下地震のように中央省庁自体も被災により機能低下し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約のある状況下(以下「非常時」という。)において、農林水産省として継続すべき優先業務を特定するとともに、業務継続力向上のために必要な措置を定め、非常時における優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上に資することを目的とする。

3) 計画の適用範囲

本計画は、中央防災会議で想定されている首都直下地震のケースのうち、中央省庁が集まっている都心部に最も大きな被害を及ぼすと予想されるケースである「東京湾北部を震源とする地震(マグニチュード7.3)」による被害を想定して検討した。

本計画の対象組織は、霞が関地区に所在する農林水産本省、林野庁及び水産庁(以下「本省」という。)とする。今後、首都圏に所在する本省の施設等機関及び地方支分部局においても計画を策定するものとする。

4) 計画の見直し

本計画に基づく業務継続力向上のために必要な措置の実施状況について毎年度点検し、必要に応じ、計画を変更するものとする。

2 本計画の構成

第1章は本計画の目的等、第2章は非常時として想定する首都直下地震による本省の業務継続への影響と非常時における業務継続の基本的な考え方、第3章は非常時に継続すべき優先業務、第4章は非常時の業務継続力向上のために計画的に講じる措置と非常時における対応措置を掲げている。

なお、本計画で定めるほか、非常時の業務継続力向上のために計画的に講じる措置と非常時における対応措置の詳細について、本省の各部局庁及び各課室レベルにおいて定めておくものとする。

第 2 章 非常時の業務継続への影響と業務継続性確保の基本方針

1 首都直下地震による業務継続への影響

非常時として想定した東京湾北部を震源とする地震では、東京 2 3 区の最大震度は 6 強であり、首都圏における膨大な人的・物的被害、電気、水道等のライフライン、通信等の情報インフラ、鉄道等の交通インフラの被害等が生じ、本省の職員、庁舎、機器設備等に以下のような被害が発生することで業務継続に大きな影響が出るのが想定される。

なお、庁舎に大きな被害がない限り、霞が関地区では、2 週間程度の内には通常に近い状態で業務実施が可能な状態が確保できるものと考えられている。

本省の職員、庁舎、機器設備等への影響・被害

	想定される影響・被害
職員	鉄道等の交通機関が止まることにより、夜間・休日に発災した場合に本省に参集できる職員は、住居地からの距離や被災率を考慮した推計によると、発災後 3 時間以内に 1 割、1 2 時間以内で 3 割程度。平日昼間に発災した場合は多くの帰宅困難者が発生。
庁舎	想定震度 6 強による本省庁舎(中央庁舎1号館)の被害は、国土交通省が実施した耐震診断結果によると、「柱・梁に損傷は生じるものの倒壊に至ることはない。」と想定されるが、設備等を含め大きな被害を受ける可能性が高い。
電力 水道	本省庁舎のライフラインは、霞が関地区の被害想定によると、電力は 2 日程度、上水道・下水道は 3 日程度で復旧。
電話	本省庁舎の電話が不通となる可能性は低く、万一不通となっても 1 日程度で復旧。なお、7 日～10 日程度は輻輳によりつながりにくい状態が続く。
情報 システム	本省庁舎の情報システムのサーバ等基幹機器は 2 割程度故障し、大きく損傷したものは最大 7 日程度で復旧。職員が使用する端末パソコンは 5 %が故障し、10 日程度で全体が復旧。

2 非常時の業務継続性確保の基本的な考え方

非常時においては、職員、庁舎、機器設備等の資源が制約されることから、継続の必要性が高い業務に対し、優先的に資源を割り当てる必要がある。このため、継続すべき優先業務を明らかにするとともに、業務継続力を向上させるため、地震に強い執務体制や執務環境を確保するための措置を計画的に実施し、非常時における優先業務の立ち上げ時間の短縮やその業務レベルの向上を図るものとする。

なお、継続すべき優先業務の選定に当たり、以下に留意するものとする。

- ・農林水産省防災業務計画等において、農林水産省は農林水産関係施設の応急復旧及び二次災害防止対策、応急用食料及び災害復旧用材等の調達・供給対策等の災害応急対策を行うこととされている。
- ・首都直下地震が発生した場合、政府が講じる災害応急対策活動を定めた首都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)において、農林水産省は被災者の生活の確保に必要な不可欠な食料等の調達等について速やかに対応することとされている。
- ・農林水産省は、食料の安定供給の確保をはじめ、国民生活や経済活動等に密接に関わる分野に係る事務を所掌しており、災害応急対策以外の通常業務についても、その業務が適切に行えないことによる国民生活や経済活動等への影響を最小にすることが必要である。

第 3 章 非常時に継続すべき優先業務

1 災害応急業務

農林水産省防災業務計画、農林水産省地震災害防災体制整備要綱、緊急食料調達・供給体制整備要綱、首都直下地震応急対策活動要領において震災に係る災害応急対策と位置づけられている業務のみならず、農林水産省防災業務計画に基づく災害復旧業務のうち被災状況に応じ速やかに対応すべき業務についても災害応急業務として非常時の優先業務とする。

非常時に農林水産省が実施すべき主な災害応急業務

目標時間	優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業に係る被害状況に関する情報収集・報告 ・農林水産省災害対策本部の設置・運営 ・被災地への応急用食料等の調達・供給業務の体制整備 ・災害救助犬の輸入照会への対応体制の整備 ・農林水産関係施設等の安全点検、応急対策等の指導、専門技術者の派遣検討
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急用食料等の供給可能量の把握 ・応急用食料等の調達及び輸送体制の調整 ・関係機関と連携し、応急用食料等の供給の実施 ・木炭・練炭等の燃料用物資の供給要請 ・漁業取締船等による災害応急業務実施の調整
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食料品等の需給状況の把握、調整、出荷要請 ・卸売市場施設の被害状況に関する情報収集 ・飼料の需給状況の把握、調整、出荷要請 ・共済事業向けの総合的な監督指針に基づく共済金の支払及び共済掛金の払込猶予等に関する措置要請 ・関係金融機関等に対し被害の実情に即した金融上の措置要請 ・海上油等汚染状況の把握等のための関係機関との連携、担当官の派遣検討 ・競馬場等の被害状況、応急措置の実施状況に関する情報収集
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・被災農林漁業者等に対する償還猶予等金融支援措置の依頼 ・農林水産関係施設等の災害復旧事業の指導・調整 ・災害復旧用材の調達・供給要請
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する無償貸付可能な国有財産の情報提供 ・種子の需給状況の確認、調整、指導等 ・天災融資法の発動（可否検討）業務

また、このような災害応急対策等に係る優先業務の円滑な遂行に必要な執務環境、執務体制を確保するため、本省の庁舎等や職員の被災に係る災害応急業務についても、非常時の優先業務とする。

非常時の本省庁舎等の被災に係る主な災害応急業務

目標時間	優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・警備、消火等庁舎管理 ・職員及びその家族の安否確認、報告 ・庁舎内の被害状況の把握、報告 ・ホームページの運營業務 ・インターネット接続環境の運營業務 ・情報システムの障害状況の把握、連絡調整 ・出先機関の被害状況の把握等対応
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等施設の被害状況の調査、診断 ・電力、通信設備の維持管理 ・LANシステムの運營業務
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の緊急修繕 ・機械設備の維持管理 ・地方農政局等被災状況確認

2 継続すべき通常業務

農林水産省は、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農林漁業者の福祉の増進、農山漁村及び中山間地域等の振興、農業の多面にわたる機能の発揮、森林の保続培養及び森林生産力の増進、水産資源の適切な保存及び管理を図ることを任務とし、国民生活や経済活動等に密接に関わる分野に係る幅広い事務を所掌している。

本省における通常業務について、発災後2週間（通常に近い状態で業務実施が可能な状態が確保できると見込まれる期間）まで業務が停止した場合の影響を分析し、その業務が適切に行えないことによる国民生活や経済活動等への影響が大きいものを、非常時に継続すべき優先業務とする。

非常時に農林水産省が継続すべき主な通常業務

目標時間	優先業務
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品安全の危機管理に関する業務 ・ 漁船の安全に関する情報収集、連絡調整 ・ 首都直下地震以外の災害対応
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病発生時の情報収集、連絡調整、指導 ・ 動物検疫に対応した海外疾病発生状況の情報収集、連絡調整、輸入停止措置 ・ 農業者年金の給付業務
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要病害虫及び指定有害動植物等に対する防除措置の検討・実施 ・ 輸入禁止対象病害虫等に対する防疫体制の検討・整備
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定漁業の許認可業務 ・ 冷凍まぐろ類の輸入に係る確認書の発行業務
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水田・畑作経営所得安定対策に係る交付金支払業務 ・ 農業共済事業に係る損害評価の審査、再保険金の支払業務 ・ 漁船保険事業及び漁業共済事業に係る損害評価の審査、再保険金の支払業務 ・ 主要食糧の買入れ等に係る支払い業務

注：獣医師国家試験の企画・運営に関する業務については、3月上旬発災の場合には、非常時優先業務になる。

第 4 章 非常時の業務継続力向上のための措置

1 計画的に講ずる措置

1) 執務体制に係る措置

非常時においては、職員又はその家族が被災したり、あるいは交通機関が止まること等により、職員によっては業務に従事できない事態が想定されることから、以下の措置を講じる。

非常参集要員の指定

各部局庁は、非常時に継続すべき優先業務を行うために発災後速やかに本省に参集する職員（以下「非常参集要員」という。）を指定するものとし、毎年見直しを行う。

非常参集要員は、夜間休日においても、東京 2 3 区内で震度 6 強以上の地震が発生した場合若しくは農林水産省非常連絡網を通じて連絡があった場合は、本省に可能な手段で参集するものとする。

事故時等の指揮命令系統の明確化

農林水産大臣に事故等のある場合に、地震災害対策の総括を臨時に行う者を別に定めておくものとする。

各部局庁は、非常時に優先業務が迅速かつ的確に遂行されるよう、各部局庁及び課室の長に事故等のある場合の代理者を予め定めておくものとする。

安否確認連絡体制の整備

非常時において、職員及びその家族の安否確認が迅速に行えるよう、各課において職員の連絡網を整備し、各部局庁の庶務課は各課との連絡網を整備し、各部局庁の庶務課から大臣官房秘書課に安否情報が集約される体制を整備する。

なお、非常時においては、電話が輻輳することが想定されることから、電子メールの活用等の効率的で確実な連絡方法を活用した連絡網の整備に努める。

食料、飲料水等の備蓄

非常時の優先業務に従事する参集要員のほか帰宅困難により庁舎に留まらざるを得ない職員が出てくる可能性や来庁者分も考慮し、全職員の 3 日分を目途として食料、飲料水、携帯トイレ等の生活に必要な物品の調達及び備蓄を計画的に行う。

2) 執務環境に係る措置

想定する震度 6 強の地震では、人は立っていることができず、固定していない重い家具のほとんどが移動・転倒するといった激しい揺れとなることから、本省の庁舎、設備機器、関係ライフライン等への影響を軽減するため、以下の耐震化やバックアップ化等を推進する。

庁舎の耐震化、代替施設の設備機器の整備

本省庁舎(中央合同庁舎1号館)について、国土交通省が実施した耐震診断結果を踏まえ、免震構造とするための改修工事を計画的に実施する。なお、改修工事が終了するまでの間の発災に備え、三番町分庁舎を本省庁舎が使用できない場合の代替施設として参集要員の参集先に位置づけ、必要な設備機器の整備を行う。

自家電気設備の増設

本省庁舎において停電に備えた自家発電設備が整備されており、現状では、防災設備及び事務室内照明の4分の1程度のほか、災害対策本部の設置・運営に必要な会議室等に最高で44時間の電力供給が可能であるが、空調を除き全館で3日間の電力供給が可能となるよう、自家発電設備を計画的に増設する。

災害時優先電話等の利用

電話の輻輳や不通に備え、災害時優先電話、衛星携帯電話及び中央防災無線電話を効率的に利用できる環境を整えておく。

情報システムの可用性の向上

農林水産省ホームページ及び農林水産省行政情報システム(本省LANシステム)については、サーバの転倒、落下等の防止措置を実施済みであるが、さらなる可用性の向上を図るため、本省庁舎外のより安全な場所にバックアップシステムを整備し、非常時の情報の発信、利用が維持される体制を確保する。

また、本省内並びに本省と地方組織、霞が関WAN等との外部接続等の回線及び集線装置等についても二重化・冗長化を実施する。

2 非常時における対応措置

1) 優先業務毎の非常時対応計画の作成

発災後の相当の混乱が予想される中で的確に非常時の優先業務を遂行できるようにするためには、非常時対応計画として、予め組織及び個人別に何を行うべきか時系列で整理し、これを関係者が共有することが効果的である。

このため、優先業務を担当する課室において非常時対応計画を作成し、課室内の関係者において共有するものとする。

なお、これまで非常時対応計画に相当するものとして、例えば、関係部局庁において農林水産省防災業務計画に基づく震災対策マニュアルが作成され、また、大臣官房経理課において本省庁舎における震災等対応マニュアルが作成されているが、こうした既存のマニュアル等についても、業務継続計画の策定に当たっての被害想定を踏まえるなど必要な見直し・充実を行うものとする。

2) 非常時の要員、執務環境に係る調整の手順

非常時における優先業務の実施に必要な要員として、予め非常参集要員として定めることとしているが、非常参集要員が参集不能な場合は、その旨所

属長に連絡し、所属長は安否情報を踏まえ、替わる要員を調整して参集させるものとする。

なお、要員の確保や業務に必要な機器、消耗品等が課室単位で困難な場合は、部局庁単位で調整するものとするが、必要があれば、農林水産省地震災害防災体制整備要綱に基づき設置される農林水産省地震災害対策推進会議において省内横断的な調整を行うものとする。

3 教育、訓練

発災時に的確に業務継続計画を実行できるよう、本計画の全職員への周知に努める。また、各部局庁及び各課室レベルで定める非常時における対応措置の詳細について組織内の関係者への周知に努める。

また、農林水産省本庁舎消防計画に基づく地震想定訓練や総合訓練等に業務継続計画に係る訓練を織り込むなどして、定期的に訓練を行うものとする。

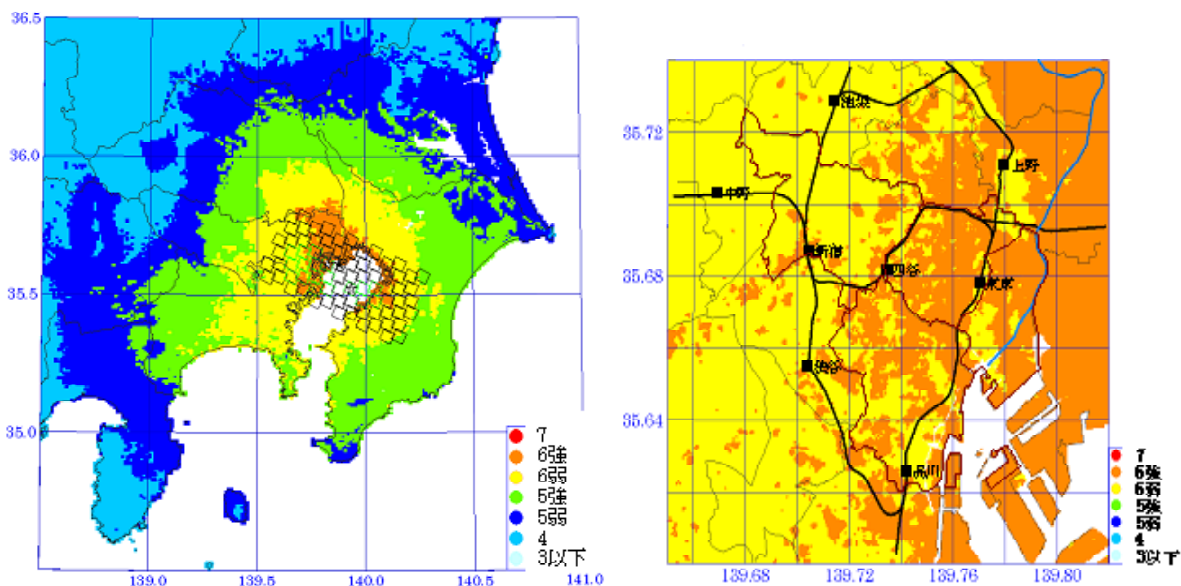
参考資料 1

業務継続計画の検討に当たり想定した首都直下地震と社会の被害状況

【想定する地震】

中央防災会議で想定されている東京湾北部地震（マグニチュード（M）7.3、東京23区の最大震度6強）とする。

東京湾北部地震（M7.3）による震度分布図



（都心部拡大図）

出典：「首都直下地震対策専門調査会報告」平成17年7月中央防災会議報告

（参考：首都直下地震の切迫性について）

首都地域では、1923年の関東大震災と同様のM8クラスの地震が200年～300年間隔で発生している。次のM8クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられるが、それまでの間にM7クラスの地震が数回発生することが予想されている。

（参考：阪神・淡路大震災 M7.3、新潟県中越地震 M6.8）

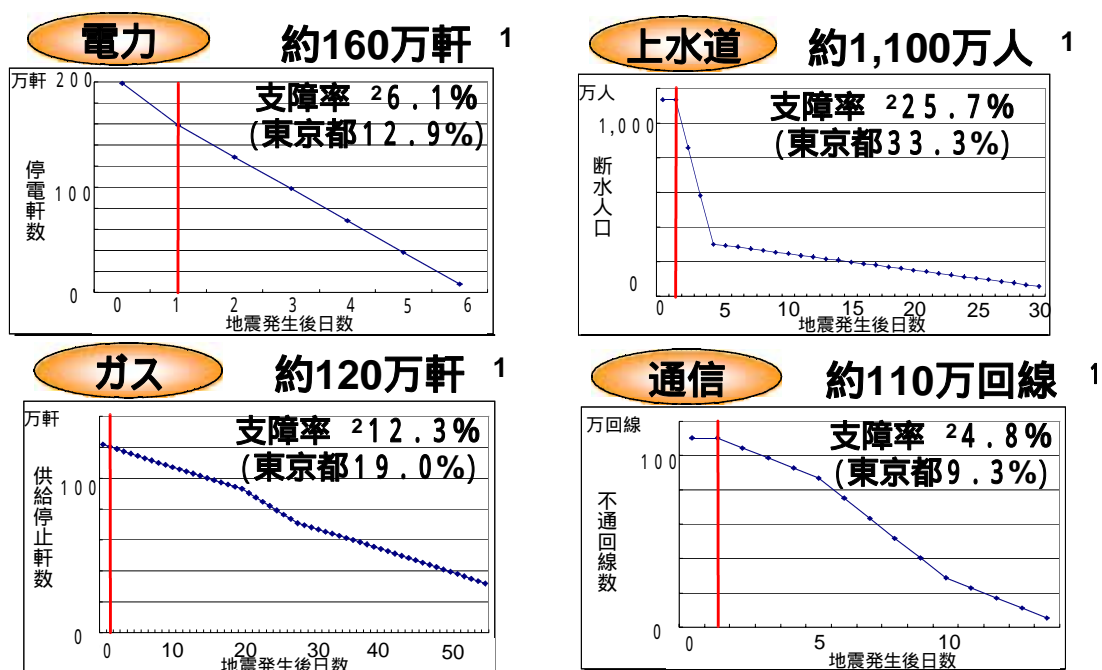
【社会の被害状況】

平成17年7月中央防災会議に報告された「首都直下地震対策専門調査会報告」に基づき以下のとおり想定。

社会における被害概要（最大）

死者約 1.1 万人
負傷者約 21 万人（うち重傷者約 3.7 万人）
帰宅困難者約 650 万人（都内で約 390 万人）
避難者、1 日後約 700 万人（うち避難所生活者約 460 万人）
1 ヶ月後約 410 万人（うち避難所生活者約 270 万人）
建物全壊約 85 万棟（うち火災焼失約 65 万棟）

ライフライン施設被害による供給支障 （東京湾北部地震発災後 1 日後）



1：発災 1 日後の支障数

2：支障率は発災 1 日後の供給対象数に対する供給停止数の割合

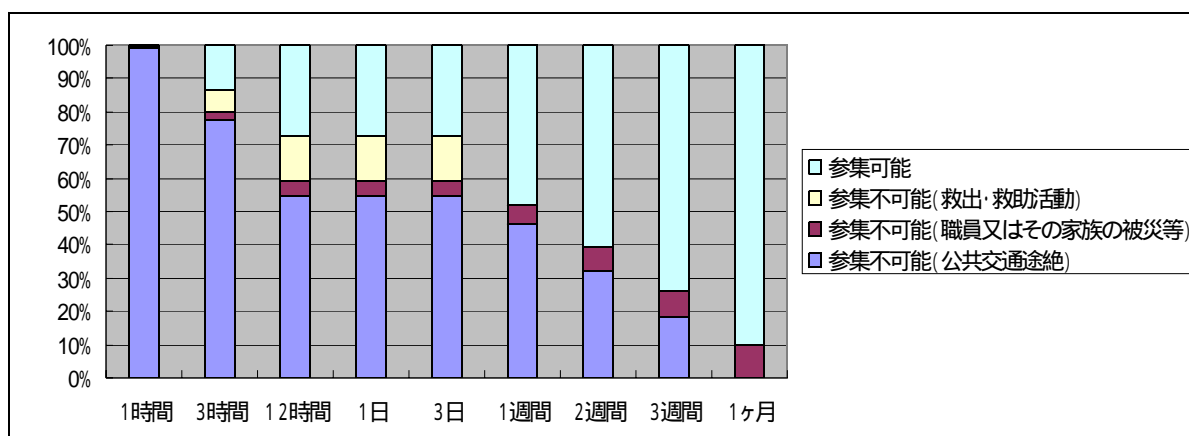
参考資料 2

首都直下地震発災時の本省への参集可能人数の想定

夜間・休日に発災して鉄道等が停止する場合に、徒歩による参集が、どの程度の時間内にどれだけの人数が可能であるかについて想定した。

なお、徒歩の場合には、20kmを越えると帰宅困難になると想定（平成17年7月首都直下地震対策専門調査会報告）があることから、20km以上離れた場所に住む職員は参集が困難であるものとして扱う。また、職員本人又はその家族が負傷した場合や救出・救助活動に従事した場合には参集が期待できないことから、その減少分も考慮した。

地震発生後の経過時間		1時間	3時間	12時間	1日	3日	1週間	2週間	3週間	1ヶ月
参集不可能(公共交通途絶)	徒歩で参集できない	99%	78%	55%	55%	55%	46%	32%	18%	0%
参集不可能(職員又はその家族の被災等)	職員又はその家族の被災率10%	0%	2%	5%	5%	5%	5%	7%	8%	10%
参集不可能(救出・救助活動)	救出・救助活動率30%	0%	7%	14%	14%	14%	0%	0%	0%	0%
参集可能		0%	13%	27%	27%	27%	48%	61%	74%	90%
計		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%



注：参集可能人数の想定は、地震発生後3日間は徒歩による参集を想定し、地震発生3日以降は公共交通機関が徐々に回復（30日で回復）し、20km以上離れた場所に住む職員も徐々に参集可能として計算した。